

下水道課関係

1 合併処理浄化槽設置補助制度

公共用水域の水質汚濁の防止を図り、良好な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、家庭に合併処理浄化槽を設置する者に補助金を交付する。

(1) 補助対象区域・・・次の区域を除く鹿沼市内

- ・公共下水道認可区域
- ・農業集落排水事業処理区域
- ・地域下水処理施設対象区域

(2) 補助金額（年度により金額が変更になる場合あり。）

①合併処理浄化槽設置費補助金

- ・5人槽：332,000円、7人槽：414,000円、10人槽：548,000円

②単独処理浄化槽撤去費補助金

- ・一定の条件のもと、50,000円を限度として助成する。

(3)実績

区 分	件 数(件)	金 額(円)
合併処理浄化槽設置費補助金	95	36,690,000
単独処理浄化槽撤去費補助金	3	150,000
計	98	36,840,000

2 公共設置型浄化槽整備推進事業業務委託

市が市民の家庭に設置した公共設置型浄化槽を維持管理するため、業者に委託するものであり、所管する上南摩地区81基、東大芦地区63基、合計144基の維持管理を実施した。

- ・浄化槽使用料（月額）5人槽：4,104円、7人槽：4,644円、10人槽：5,292円

○委託内容

委 託 業 務 名	場 所	期 間	金 額(円)
上南摩地区公共設置型浄化槽保守管理業務委託	上南摩地区	H28.4.1～ H29.3.31	2,592,000
東大芦地区公共設置型浄化槽保守管理業務委託	東大芦地区	H28.4.1～ H29.3.31	2,092,800
計			4,684,800

3 雨水活用設備（雨水貯留槽・雨水浸透枳）設置費補助制度

雨水の流出の抑制及び雨水の有効利用の促進を図るため、雨水活用設備（雨水貯留槽・雨水浸透枳）を設置する者に補助金を交付する。

(1) 補助対象区域

- ・雨水貯留槽：鹿沼市の全域
- ・雨水浸透枳：鹿沼市の市街化区域または用途地域（口栗野の一部）

(2) 補助金額

- ・雨水貯留槽：市販製品は、経費の2分の1以内で上限30,000円
自主製作品は、5,000円
- ・雨水浸透枳：単独で設置の場合は、経費の2分の1以内で上限50,000円
集団で設置の場合は、経費の2分の1以内で上限70,000円

(3) 実績

区 分	件 数(件)	金 額(円)
雨水貯留槽設置費補助金	6	97,000
雨水浸透柵設置費補助金	2	91,000
計	8	188,000

4 水洗化普及

(1) 処理区域内状況

下水を公共下水道に流入することができる地域の戸数・人口

戸 数 25,131戸
人 口 62,198人

(2) 処理区域内水洗化

処理区域内において公共下水道に流入している戸数・人口

戸 数 23,780戸
人 口 58,635人

(3) 処理区域内未水洗化

処理区域内において公共下水道に接続していない戸数・人口

戸 数 1,365戸
人 口 3,593人

(4) 水洗化率

処理区域内において公共下水道に流入している戸数・人口の割合

戸 数 94.6%
人 口 94.3%

(5) 水洗便所設置補助金交付状況

下水道処理区域内の水洗化を普及・促進するため、くみ取り式便所を水洗便所に改造する工事を行う場合や、浄化槽を廃止して接続工事をする場合、1件当たり13,500円の補助金を交付する。(供用開始から3年以内の区域)

22件
297,000円

(6) 水洗便所改造資金貸付状況

下水道処理区域内の水洗化を普及・促進するため、くみ取り式便所を水洗便所に改造する工事をした場合、1か所26万円以内、2か所44万円以内、浄化槽を廃止して接続工事をする場合、14万円以内の改造資金の無利子貸付を行う。

0件
0円